

西川町チームオレンジ推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第1条に規定する共生社会を実現するための西川町チームオレンジ推進事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「チームオレンジ」とは、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりに寄与する活動を行う団体等をいう。
- (2) 「西川町チームオレンジ」とは、第7条に定めるチームオレンジの登録要件を満たすものとして町に登録されたものをいう。
- (3) 「チームオレンジコーディネーター」とは、チームオレンジの立ち上げや運営を支援する者をいう。
- (4) 「チームオレンジメンバー」とは、チームオレンジの活動に参加する者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、町とする。ただし、町長が必要と認めたときは、当該事業の運営の全部又は一部を適当と認める団体等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) チームオレンジコーディネーターの配置に関すること。
- (2) 西川町チームオレンジの立ち上げ支援や相談に対する助言に関すること。
- (3) 西川町チームオレンジの登録に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

(チームオレンジコーディネーター)

第5条 町長は、チームオレンジコーディネーターを1人以上選任し、配置する。

2 前項のチームオレンジコーディネーターは、その職務に支障のない範囲で他の職務と兼務することができる。

3 チームオレンジコーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 西川町チームオレンジの立ち上げ
- (2) 認知症サポーターステップアップ講座(以下「ステップアップ講座」という。)の企画及び開催
- (3) 西川町チームオレンジの運営に対する助言等
- (4) 西川町チームオレンジ間の連携構築に関すること。

(西川町チームオレンジの役割)

第6条 西川町チームオレンジは、次の各号の全部又は一部を実施する。

- (1) 認知症の人、その家族及び地域住民等が気軽に集まることができる場の提供
- (2) 認知症の人及びその家族の思いを傾聴し、主体性を重視した活動のサポート(見守り活動、出前支援、外出同行支援等の個別支援)

- (3) 認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための周知活動及び啓発活動
- (4) 町が実施する認知症に関するイベント等への参加及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がチームオレンジの活動として適当と認めること。

(登録要件)

第7条 登録の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に活動の拠点があること。
- (2) 認知症サポーターを含む3名以上でチームが組まれているもので、リーダー及び副リーダーがステップアップ講座の修了者又は受講する予定であること。
- (3) 認知症の人の意向を活動に反映していること。

(登録申請)

第8条 西川町チームオレンジの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、西川町チームオレンジ登録証交付申請書（別記様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、町チームオレンジ登録証（別記様式第2号）を申請団体等に交付するとともに、西川町ホームページ等により広報する。

(登録内容の変更又は登録の取消し)

第9条 申請団体等が登録内容を変更し、又は登録を取り消すときは、西川町チームオレンジ登録変更（取消）届出書（別記様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、登録されたチームオレンジが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第7条に定める登録要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
 - (3) その他町長が不適当と認めたとき。

- 3 町長は、第1項に規定する登録取消の届出を受けた場合又は前項の規定により登録を取り消すことを決定した場合は、西川町チームオレンジ登録取消決定通知書（別記様式第4号）により、当該チームオレンジに対し通知するとともに、町ホームページ等の広報内容を修正する。

(活動報告)

第10条 西川町チームオレンジは、毎年度の活動状況について、当該年度の3月31日までに西川町チームオレンジ活動報告書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第11条 チームオレンジメンバーは、当該事業に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。事業に従事しなくなった後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。